



エース保険
ace insurance

2010年10月1日
料率改定版

交通事故傷害保険／ファミリー交通傷害保険



思いがけないケガや事故から、
あなたやあなたのご家族をしっかりサポートします。

交通事故傷害保険

交通事故傷害保険は、交通事故等によるケガと、ご家族の日常生活上のさまざまな賠償事故に限定して補償します。

ファミリー交通傷害保険

ファミリー交通傷害保険は、ご本人ひとりの加入で、ご家族一人ひとりの交通事故等のケガを補償するとともに、日常生活上のさまざまな賠償事故からご家族を守ります。お子様やペットが他人にケガをさせてしまった時などにもお役に立ちます。

補償内容（交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険）

傷害（死亡・後遺障害・入院・手術・通院）

日本国内外を問わず、次のような事故によりケガをされたときに保険金をお支払いします。

1 交通乗用具による次のようなケガ



交通乗用具に乗っているときのケガ



交通乗用具にはねられたときのケガ

2 駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ



ホームで転んでケガ

3 道路通行中の次のようなケガ



建造物の倒壊や
建造物からの物の落下によるケガ



崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの
落下によるケガ

4 建物または交通乗用具の火災によるケガ



交通乗用具の火災

(※)「交通乗用具」とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、飛行機、船舶等をいいます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

賠償責任（特約）

日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物に損害をあたえ、法律上の賠償責任を負われたとき保険金をお支払いします。



買い物中、高価な商品を
落として壊した



散歩中に飼い犬が他人に
噛みつきケガを負わせた



自転車で歩行者に衝突し
ケガを負わせた



ゴルフ中、他人に
ケガを負わせた



被保険者（保険の対象となる方）の範囲について

1 傷害補償について

① 交通事故傷害保険

保険証券の本人欄に記載の方1名が被保険者となります。

② ファミリー交通傷害保険

保険証券の本人欄に記載の方に加え、事故発生時点において次の立場に該当する方が自動的に被保険者となります。

a 被保険者本人の配偶者

b 被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（※1）

c 被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（※2）の子

2 賠償責任補償について

交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険ともに事故発生時点において次の立場に該当する方が自動的に被保険者となります。

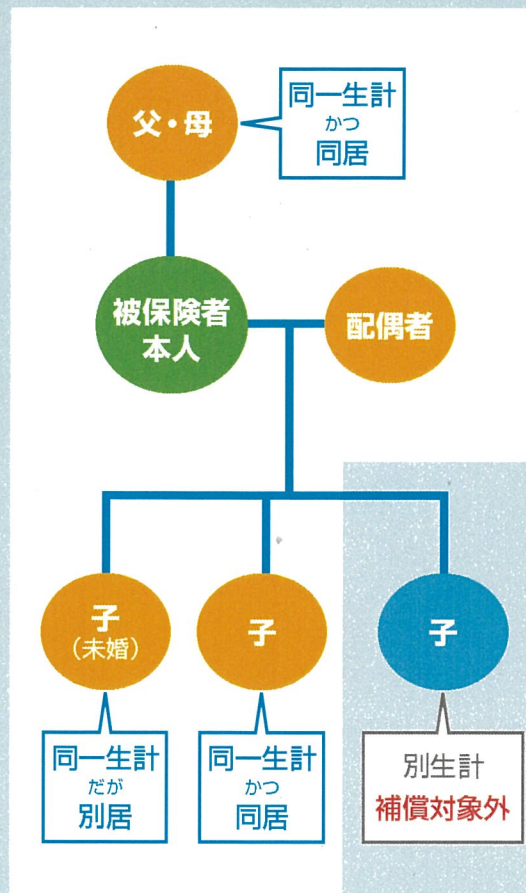
a 被保険者本人

b 被保険者本人の配偶者

c 被保険者本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（※1）

d 被保険者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚（※2）の子

ファミリー交通傷害保険における 主な被保険者



※1「親族」とは被保険者本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。

※2「未婚」とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。

SOS ホットライン

年中無休・24時間受付・無料 〈国内〉



いつでもお電話ください。
ご家族もご利用いただけます。



緊急医療相談・健康相談の
約4割が夜間に
発生しています。

医療・健康についてのお悩みを
無料でご相談いただけます。

経験豊富な看護師が、24時間体制で医療・健康に関するさまざまなご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。電話番号(フリーダイヤル)は保険証券に同封のチラシに記載されています。

※ 保険証券がお手元に届くまでの間に医療相談をご利用の場合は、案内ダイヤル(☎03-5620-3100)をご利用ください。

24時間緊急医療・健康相談サービス (ご家族全員対象・無料)

- ▶ 真夜中に子供の様子がおかしい
- ▶ 熱湯でヤケドをしてしまった
- ▶ 周囲の人に話しにくい病気やケガその他のさまざまなご質問にお答えします。

患者搬送サービス

- ▶ 病院を移られるとき
- ▶ 退院して自宅へ戻られるとき など
(搬送料は有料)

ご相談例

薬について…

(29歳・女性)
子供が発熱し39.5度。1年前に購入した解熱剤があるのですが、服用しても大丈夫でしょうか？

夜間受診できる病院は…

(35歳・女性)
今日、子供がツベルクリンを受けたのですが、夕方より発熱。病院へ連れて行きたいので、近くに夜間診療している病院を紹介してください。

アトピー性皮膚炎について…

(30歳・女性)
子供がかゆみのため肘やわきの下を強く掻いて傷つけ、出血してしまいました。病院に通ってはいますが、日常生活で気を付けなければならないことは？

イタズラ盛りの子供が…

(32歳・女性)
1才児が煙草をイタズラ。2~3mm口にいれてしまい、一応吐き出させましたが、このままで良いのでしょうか？



お支払いする保険金について

交通事故傷害保険／ファミリー交通傷害保険

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	被保険者が、この保険における事故(※)によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 ※この保険における事故とは次のようなものをいいます(以下も同様となります)。 ■交通事故…運行中の交通乗用具(自動車・自転車・電車・航空機・船舶など)との接触・衝突などの交通事故。また、交通乗用具に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故。 ■駅構内での事故…乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの間に起きた事故。 ■道路通行中の次の事故…建物などの倒壊、建物などからの物の落下、ガケ崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下、火災、破裂、爆発。(道路通行中の単なる転倒やつまずきなどにより被ったケガについては、対象とはなりません)。 ■建物火災の事故…住宅やアパート、ホテルなどの建物火災での事故。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	① 保険契約者(交通事故傷害保険の場合)、被保険者または保険金を受け取るべき方々の故意または重大な過失により被ったケガ ② 自殺行為・犯罪行為・闘争行為により被ったケガ ③ 無資格運転、酒酔い運転、麻薬等服用時の運転中に被ったケガ ④ 脳疾患、疾病または心神喪失により被ったケガ ⑤ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術やその他の医療処置により被ったケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動等により被ったケガ ⑦ 核燃料物質等の有害な特性により被ったケガ ⑧ 頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの ⑨ 職務として、交通乗用具への荷物等の積み込みおよび積卸し作業、交通乗用具上での荷物等の整理作業、または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故により被ったケガ ⑩ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 ⑪ 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に被ったケガ ⑫ 地震・噴火、これらによる津波により被ったケガ 等
後遺障害保険金	この保険における事故(※)によるケガが原因で、被保険者に事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、保険金額を限度に次のとおり保険金をお支払いします。 ● 保険金額 × 3%~100%	
入院保険金	被保険者がこの保険における事故(※)によるケガが原因で、医師の指示にもとづき入院された場合。 ● 所定の入院に準ずる場合も含めることがあります。	次の通り保険金をお支払いします。 ● 入院保険金日額 × 入院日数 ● 事故発生日からその日を含めて180日までを限度とします。	
手術保険金	入院保険金をお支払いするケガの治療のために、事故発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合。	手術の種類に応じて次の通り保険金をお支払いします。 ● 入院保険金日額 × 10・20・40倍 ● 1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	
通院保険金	被保険者がこの保険における事故(※)によるケガが原因で、通院された場合。 ● 往診や通院日以外でギブス等を常時装着した日を含めることがあります。 ● 平常の生活または業務に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。	次のとおり保険金をお支払いします。 ● 通院保険金日額 × 通院日数 ● 事故発生日からその日を含めて180日までの期間中であつて90日分を限度とします。 ● 入院保険金と重複してはお支払いできません。 ● 通院保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いできません。	
賠償責任保険金 (日本国内)	日本国内において被保険者が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合。 ① 被保険者本人が住んでいる住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 日常生活に起因する偶然な事故 ● 被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。 ● 被保険者の範囲 ① 保険証券の被保険者欄に記載された方 ② 本人の配偶者 ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(※1) ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚(※2)の子 ※1 親族とは、「本人」の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。 ※2 これまでに婚姻歴がないことをいいます。	損害賠償金および費用(応急手当、護送費用、訴訟費用など)の合計額をお支払いします。 ● 損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ● 賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 ● 弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ● 他の保険契約等がある場合でもお支払いすべき額をお支払いします。ただし、他の保険契約等により優先して支払われる場合または支払われた場合には、それらの合計額を差引いた額に対してのみお支払いします。	① 契約者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ② 地震、噴火、これらによる津波に起因する賠償事故 ③ 戦争・武力行使・内乱・暴動等に起因する賠償事故 ④ 核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤ 職務遂行に直接起因する賠償事故(仕事上の賠償事故) ⑥ 同居の親族に対する賠償事故 ⑦ 借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧ 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等

1. お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(<http://www.ace-insurance.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- 適正な保険金・給付金の支払
- 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

*当保険では、職業運転手の方のお引き受けをいたしていません。

2. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 賠償責任危険補償特約をセットしてご契約の場合、賠償事故に係る示談交渉の際は、その都度必ず事前に弊社にご相談ください。

3. その他

- このパンフレットは「交通事故傷害保険」および「ファミリー交通傷害保険」の概要をご説明したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にお問合わせください。
- ご契約に際しては、保険契約申込書添付の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。
- 補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- 保険契約のお申込時は、保険契約申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することと致しておりますので、お確かめください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、最寄りの弊社までご照会ください。
- 本紙は2010年6月現在の内容で作成しております。

取扱代理店

引受保険会社



エース損害保険株式会社
ace insurance

本社
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー
TEL: 03-5740-0600
<http://www.ace-insurance.co.jp>